

熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議運営要綱

制定 令和 2 年 3 月 2 4 日 市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成 19 年 3 月 13 日条例第 2 号）第 2 条第 2 項の市長の附属機関を定める規則に基づく「熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」（以下「専門家会議」）の運営に関し必要な事項を定めるもの。

(委員)

第 2 条 専門家会議は、医療関係者、学識経験者、その他の者のうちから市長が選任したものをもって構成する。

2 専門家会議の構成員の任期は、選任された日から 1 年以内とする。また、構成員が欠けた場合における後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 3 条 専門家会議に座長を置き、市長が選任した者をもって充てる。

2 座長は、会議の進行を司る。

3 専門家会議に副座長を置き、委員のうちから座長がこれを指名する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長がいないときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 専門家会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 市長は、調査又は審議等が必要であると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

3 専門家会議は、熊本市市民参画と協働の推進条例（平成 23 年 3 月 17 日条例第 12 号）第 11 条第 3 項第 1 号に基づき、非公開とする。

(庶務)

第 5 条 専門家会議の庶務は、政策局総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁を受けた日から施行する。

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則（平成 2 9 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議	新型コロナウイルス感染症に係る本市の対応策等について、必要な事項を審議する。	令和 2 年 3 月 24 日から令和 3 年 3 月 23 日まで
------------------------	--	------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本市 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

委員名簿

団体	職	氏名
熊本大学病院	病院長	馬場 秀夫
	教授	坂上 拓郎
	教授	松岡 雅雄
熊本市民病院	病院事業管理者	水田 博志
熊本県医師会	会長	福田 稔
熊本市医師会	会長	園田 寛
熊本県看護協会	会長	本 尚美
熊本県介護福祉士会	会長	石本 淳也
熊本大学	文学部長	水元 豊文
熊本県弁護士会	弁護士	藤木 美才